

意見書

平成23年 2月 16日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-6032

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ おぶていきやすと

名 称 株式会社 オプティキャスト

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう かわにし まさふみ

代表者氏名 代表取締役社長 川西 将文

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

- 弊社は、NTT東西の戸建住宅向けのフレッツ光に重畳して、「オプティキャスト施設利用サービス」及び「スカパー！光」(CSデジタル多チャンネルサービス)を提供している。

「オプティキャスト施設利用サービス」とは、基本サービスとして地上アナログ・デジタル放送、BSアナログ・デジタル放送、FM放送及びオプションとして110度CSデジタル放送(スカパー！e2)の再送信サービスを提供しています。

今回の申請は、これまでどおり1芯単位の接続となっているため、弊社のサービス提供上の問題は生じないと考えているが、仮に分岐単位接続料を設定し、光ファイバを複数事業者で共用することを強制するような制度変更があれば、以下のような問題が生じ、弊社の「オプティキャスト施設利用サービス」、「スカパー！光」のサービス品質低下及びコストアップを招く恐れがある。

このことにより、サービス料金の値上げを招くこともあり、既加入契約者(受信者)にも多大な迷惑をかけることに成りかねない。

こうした問題が解消しない限り、分岐単位接続料を設定し、光ファイバの共用を義務付ける制度変更には、反対である。

#### 【問題点】

- ①現在の伝送方式では、映像信号が全ての事業者の戸建住宅の宅内まで届いてしまうため、光ファイバを複数事業者で共用することを強制するような制度変更があれば、全事業者が各戸において放送サービスを希望していない利用者には、映像信号の切り分けをしなければ、その利用者が放送サービスの不正受信につながる可能性がある。  
このことは、「オプティキャスト施設利用サービス」を提供する前提として、弊社はNHK・民放各社・FM局及びCS放送番組事業者と、各放送番組を再送信を行うことの許諾を得る為に、「再送信同意書」を締結している。  
本契約書では、加入契約者(受信者)以外の不特定多数が受信できた場合には、契約内容に抵触することになる。  
また、NHK(地上アナログ・地上デジタル、BSアナログ・BSデジタル)の視聴には、NHK放送受信料「地上カラー契約」「衛星カラー契約」の支払いが義務付けられているが、不正受信が可能となった場合には、その責任は負いかねる。
- ②「オプティキャスト施設利用サービス」を提供する上で、放送の送出設備からお客様の各戸までの使用回線について、回線の品質担保と保守対応を充分に取る必要があり、当然全事業者に現状と同様の品質保持と対応をお願いする必要がある。  
また、使用する役務回線が全事業者に広がる場合には、各放送番組事業者から再度再送信同意の許諾に必要な事務手続きが不可欠であり、弊社の事務作業の増加が予想される。
- ③共用化に伴い、トラブルの増加やクレーム処理・顧客管理事務の煩雑化とともに、それに伴うオペレーションシステムの高度な改善が不可欠であり、運用コストの増加が予想される。
- ④今後弊社の放送サービスを提供するに際し、複数事業者での共用が強制されていると、各事業者の個別の要望を答える為に、必要以上のアクセスライン設備の増設、改修等に対応せざるおえない可能性がでてくる。  
また弊社が新サービスを提供する場合に、光ファイバ設備を共用する全ての事業者毎に対応せざるを得なくなり、新サービスの提供が遅れる可能性が大きい。  
また、場合によっては一部の通信事業者からの反対により新サービスを断念せざるを得ない局面に立たされる可能性が生じる。

■また、光ファイバを実際には共用しないのに、分岐単位接続料を設定するなど、政策的にコスト以下の料金を強制すれば、通信事業者は投資インセンティブを失い、インフラの高度化が遅れること等を懸念する。この結果、こうしたインフラを利用した地上デジタル放送を始め、多チャンネル映像配信など多彩なサービスの普及が阻害され、お客様への利便の向上に支障を生じることになる。